

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

187

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化

提案団体

埼玉県、新潟県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請に際して添付が義務付けられている「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。
また、再交付の申請に際して添付が義務付けられている「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免状の再交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。

なお、当県における電気工事士免状の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で258件、令和3年度226件である。

【支障事例について】

都道府県が、電子申請システム等を利用した交付申請手続を導入する場合に、申請者は、申請書を電子申請等で、顔写真等を必ず郵送等で提出することとなる。

一つの手続について、複数の方法で申請書等の提出を求めることは申請者の負担増加となり、電気工事士免状(第一種・第二種)交付申請及び再交付申請のデジタル化を妨げる要因となっている。

【支障の解決策】

「試験に合格していること等を証明する書類」については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の両面を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握できる。

また、「顔写真」については、令和4年4月1日から順次、電気工事士免状のプラスチックカードによる交付が開始されるが、経済産業省は、申請者から提出された顔写真をスキャナで取り込み画像データへ変換した後、氏名・生年月日等とともに印刷する方法を示している。免状の作成に当たって、顔写真を画像データに変換するのであれば、申請時に画像データを受領する方が効率的と考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

添付書類の郵送が不要となり、電子申請のみで交付申請を行うことができるようになれば、申請者の利便性向上に繋がる。

また、プラスチックカードによる交付に当たって、顔写真のスキャナでの取り込みが不要となり、行政の事務負担の軽減も見込まれる。

根拠法令等

電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県、大分県

○郵送による申請時において書類不備があった場合に、現状では写真の郵送はやむを得ないが、合格通知書が画像データにて対応できるようになれば、書類不備に伴う審査遅延による発行期間が短縮でき、申請者の利便性が高まる。そのうえ、第2種電気工事士については電子申請導入時には電子申請のみで書類手続きが完結することになり、第1種電気工事士においても実務経験証明書の原本のみを後日、郵送等にて対応することになり、コロナ禍における繁忙期の申請の際、窓口における混雑の緩和等の導入効果が期待される。また、「顔写真」については、電気工事士免状のプラスチックカード化の際には写真をスキャナで読み込んで印刷するために画質の悪化も懸念されるが、データで受け取ることで免状の画質も向上し、有資格者としての身分証明書の信頼度も高まることが期待できる。

○免状交付業務を委託しているため、住基ネットを利用することができないので、あわせて住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類のデータでの提出が認められることが必要（電気工事法施行規則第6条第2項）

各府省からの第1次回答

電気工事士法施行規則（以下「施行規則」とする。）による申請書類の提出を電子で行うことについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、各都道府県の判断によりオンラインで申請を受付けることは可能である。

一方、御指摘のとおり、施行規則において、写真については、「写真二枚を添えて」とあるため、電子データでの提出であっても、2枚用意をしなければならないと解釈されうる記載となっている。そのため、いただいたご意見を踏まえ、令和4年度中にオンライン手続も想定した規定に施行規則を改正することを検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電気工事士免状については、令和4年4月からプラスチックカードによる交付も可能となっており、免状の作成に当たっては顔写真よりも画像データを受領する方が効率的である。申請者の利便性向上、行政の事務負担軽減の両面から、速やかに施行規則を改正されたい。

電気工事士免状交付等申請のデジタル化に当たっては、施行規則において、申請書に添えて提出することとされている顔写真以外のものについても、施行規則を改正するなどの方法によりオンラインで提出できることを明示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

添付書類のうち、写真については、電子データでの提出であっても、2枚用意をしなければならないと解釈される記載となっていることから、いただいたご意見を踏まえ、令和4年度中に施行規則を改正する予定。

また、前回の回答で示したとおり、申請書類の提出を電子で行うことについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、各都道府県の判断によりオンラインで申請を受付けることが可能であり、是非活用いただきたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(3) 電気工事士法(昭35法139)

電気工事士の免状の交付申請等に係る添付書類(施行規則6条及び8条)については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減に資するよう、令和4年度中に省令を改正し、当該申請に係る添付書類の要件を整備することにより、オンラインによる申請が可能であることを明確化する。